

令和7年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

1 要旨・目的

「広島県建設産業ビジョン2021」に掲げる「確かな競争力を発揮する建設産業」、「担い手確保と働き方改革」、「建設産業の生産性向上」、「災害時に力を発揮する建設産業」の実現に向け、入札契約制度等について改正を行う。

2 現状・背景

(1) 建設産業の現状

慢性的な人手不足に加えて、物価高騰や時間外労働の上限規制の適用開始など、取り巻く環境は厳しさを増しており、担い手の育成・確保が大きな課題となっている。

担い手3法改正により「適切な労務費の行き渡り」や「工期ダンピング防止」など、建設事業者への義務強化が図られており、建設業界の構造改革に取り組む団体・企業の後押しが必要な状況となっている。

(2) 分野別の現状と課題

分野	現状・課題
① 確かな競争力を発揮する建設産業	○ 工事成績が伸び悩んでいるB・C格付の技術力向上に向け、総合評価方式の拡充・見直し等、優れた技術力を有する事業者が受注できる仕組みの強化が必要。 ○ 適正価格による受注環境の更なる整備促進に向け、市場性を反映した低入札価格調査制度を活かしたダンピング対策の強化や予定価格の事後公表拡大等が必要。 ○ また、建設コストが上昇する中、競争性を確保しつつ担い手の育成・確保に配慮した競争参加資格や発注ロット等を設定できるよう発注標準の見直しが必要。 【土木一式の工事成績評価:77.9点(R2)→78.8点(R6)】
② 担い手確保と働き方改革	○ 建設労働者の慢性的な不足は続いており、魅力発信等の取組強化に加えて、担い手3法改正を契機とした業界構造の改革の後押しする取組（労務費の行き渡りや適正工期の確保等）や、建設事業者による労働環境改善の取組に対する支援が必要。 ○ 段階的に取り組んできた週休2日工事は、発注者指定型の原則化により、工期全体（通期）での週休2日の確保は概ね達成。更なる労働環境改善に向け、週休2日の「質の向上」に向けた取組の強化が必要。 【配置技術者平均年齢:49.6歳(H28～R2)→51.7歳(R3～)、技能労働者数:324万人(R1)→304万人(R5)】
③ 建設産業の生産性向上	○ デジタル技術の活用について、取組の効果は着実に表れており（ICT活用工事やCIM推進モデル業務の実施件数の増加）、今後は中小企業（B、C格付）への浸透を図るため、引き続き、実施対象の拡大やスキルアップのための取組強化が必要。 ○ あわせて、業務の効率化の推進に向けて遠隔臨場実施工事の拡大などによる取組の強化が必要。 【ICT活用工事:R3:27件(10件)→R6:178件(79件) ※括弧内はB・C格付業者】（R7.1時点）
④ 災害時に力を発揮する建設産業	○ 災害時に応急工事等を円滑に実施できる環境を整備してきたところであり、引き続き、大規模災害時の災害対応力の充実・強化に向けた課題検証を行い、実施体制の強化を図っていく必要がある。

3 概要

(1) 対象者

建設事業者等

(2) 事業内容（実施内容）

ア 取組方針

建設産業ビジョン 2021 における目指す姿の実現に向けた 4 分野での取組を進めるため、健全な競争環境の整備を図りつつ、担い手 3 法の改正内容を踏まえ、新技術の活用による生産性向上や建設労働者の処遇改善を図ることで、地域の建設産業の持続的な発展を支える担い手の確保・育成が図られる環境整備を促進する。

イ 主な取組

分野	方向性と主な取組（新規・拡充するもの）
①確かな競争力を発揮する建設産業	○発注標準の見直し（建設工事費の高騰を踏まえた基準額の引上げ） ○予定価格の事後公表拡大 ○総合評価落札方式の技術評価点の配点見直し等 ○ダンピング対策の強化 ・完成後調査の実施対象の拡大（落札率が 90%未満の場合の調査義務化） ・請負代金内訳書の確認強化（法定福利費に加え労務費の確認） ○指名除外基準の見直し（建設業法違反に対するペナルティ強化等）
②担い手確保と働き方改革	○建設事業者に対する改正担い手 3 法の周知及び指導の実施 ○低入札価格調査制度における調査基準価格の下限值引上げ（82%→85%） ○建設事業者の労働環境改善等に対する助成事業の創設 ○建設キャリアアップシステムの利用促進（活用工事の試行開始） ○完全週休 2 日工事の試行導入（3 億円以上） ○受発注者の事務負担の軽減（書類限定検査の拡大、提出様式の見直し）
③建設産業の生産性向上	○総合評価落札方式の評価方法の見直し ・主に B・C 格付けをターゲットとして ICT 活用実績に対する加点の強化（B・C のスキルアップ（講習会への積極参加等）への動機付け） ・広島県建設分野の革新技術活用制度登録技術の活用実績に係る評価基準 ○遠隔臨場実施工事の拡大（発注者指定型の拡大） ○ICT 活用工事の拡大（発注者指定型の対象工事の拡大） ○CIM 推進モデル業務の拡大（発注者指定型の拡大）
④災害時に力を発揮する建設産業	○大規模災害時協力建設事業者登録制度の運用強化

(3) スケジュール

広島県の調達情報ホームページへの掲載（4 月）、建設事業者等を対象とした説明会の開催（5 月）を通じて制度の周知を図り、6 月 1 日から新制度を適用

(4) 予算（補助事業・単県）

—

4 その他（関連情報等）

広島県の調達情報ホームページ <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

「建設産業ビジョン2021」の推進に向けた取組について

建設産業ビジョン2021

【目指す姿】

将来にわたって、社会資本の適切な整備・維持管理、災害時に迅速な対応が行えるよう、その重要な担い手である建設事業者について、技術力・競争力向上が図られつつ、安定的かつ持続的に確保・育成されている状態

【施策の柱】

- ① 確かな競争力を発揮する建設産業
- ② 担い手確保と働き方改革
- ③ 建設産業の生産性向上
- ④ 災害時に力を発揮する建設産業

建設産業を取り巻く環境

建設産業の現状・課題

＜建設労働者の慢性的な不足＞

- 高年齢に依存した年齢構造
 - ・40歳以上:7割超(60歳以上:約3割)
 - ・技能労働者の減少
(324万人(R1)→304万人(R5))
- 著しく高い有効求人倍率
(R6.11時点で5.97)(全体(1.18)の約5倍)

＜他業種と比較して厳しい労働環境＞

- 改善傾向はみられるものの、他業種と比較して多い労働時間
月平均労働時間:建設164.3時間、全体136.3時間
月平均出勤日数:建設20.1日、全体17.6日
(毎月勤労統計調査(R5年))

＜災害の激化、頻発化＞

- 地球温暖化がもたらす異常気象等により全国的に災害が激化・頻発化(広島県においても平成30年災害をはじめ大規模災害が発生)

＜建設工事費の高騰＞

- 資材材価格や労務費等の高騰による建設工事費の高騰
建設工事費デフレター:107.9(R2)→123.3(R5)

第三次担い手3法

(施行時期:～R7.12)
(R6.9・R6.12一部施行)

- 持続可能な建設業の実現とその担い手の確保を目的に、技能労働者の処遇改善等を図るためR6年6月に担い手3法の改正

＜担い手確保＞

- ・技能労働者への労務費の行き渡り確保
- ・工期ダンピングの防止

＜生産性向上＞

- ・デジタル技術を活用した業務効率化・円滑化を後押しする取組の強化

＜地域における対応力強化＞

- ・適切な入札条件での発注の推進

ビジョン4分野におけるこれまでの主な取組と今後の取組の方向性

① 確かな競争力を発揮する建設産業

【ビジョン目標と達成状況】

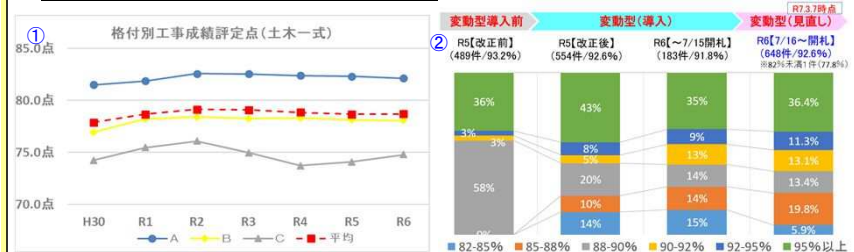
	ビジョン目標	R6実績
土木一式の 工事成績評定	77.9点(R2) →80点(R7)	78.8点

【R6年度の主な取組】

- ダンピング対策の強化
調査基準価格の算出方法の見直し(標準偏差)完成後の実施調査の実施
請負代金内訳書の確認強化(法定福利費)
- 工事の総合評価落札方式の対象拡大
試行対象の金額基準引き下げ

＜現状の課題と今後の方向性＞

- ◆工事成績の平均点は横ばい傾向であり、伸び悩むB・C格付の技術力向上に向け、総合評価方式の拡充・見直し等、優れた技術力を有する事業者が受注できる仕組みの強化が必要。(①)
- ◆第3次担い手3法を契機に、適正価格による受注環境の更なる整備促進に向け、市場性を反映した低入札価格調査制度を活かしたダンピング対策の強化や予定価格の事後公表の拡大等が必要。(②)
- ◆物価高騰等により建設コストが上昇する中、競争性を確保しつつ、担い手の育成・確保に配慮した競争参加資格や発注ロット等を設定できるよう、発注標準の見直しが必要。



③ 建設産業の生産性向上

【ビジョン目標と達成状況】

	ビジョン目標	R6実績
CIM活用業務 活用割合(主要な 土木構造物)	10件(R2) →100%(R7)	78%
ICT活用工事 (土工)発注件数	9件(R2)→500㎡以上の全工事(R7)	500㎡以上の全工事(194件)

【R6年度の主な取組】

- 調査・設計段階の高度化・効率化
CIM推進モデル業務の拡大
- 施工段階の高度化・効率化
ICT活用工事等の拡大
遠隔臨場実施工事の導入
- デジタルリテラシーの向上
デジタル技術活用促進に向けた研修等の充実

＜現状の課題と今後の方向性＞

- ◆CIM活用業務については、更なる実施件数の増加に向け、引き続き、対象業務を拡大するとともに、業務で作成したCIMモデルを活用する「CIM活用工事」の取組を進める。
[R3:12件、R4:20件、R5:29件、R6:39件(R7.1末時点)]
- ◆ICT活用工事については、対象工事の拡大などにより、県内の大手企業(A格付)には浸透してきており、今後は中小企業(B、C格付)への浸透を図る必要があることから、引き続き対象工事を拡大するとともに、研修実施等を通じた取組による裾野の拡大を図る。
[R3:27件(10件)、R4:110件(33件)、R5:173件(73件)、R6:178件(79件)(R7.1末時点)]
()内はB、C格付の実施件数
- ◆遠隔臨場については、令和6年度は全体の約10%を発注者指定型で発注しており、引き続き、発注者指定型の対象工事を拡大し、業務プロセスの効率化を推進する。
- ◆革新技術活用制度登録技術については、長寿命化技術活用制度も含め活用件数は増加しているものの、近年は微増であり、更なる活用拡大に向けて取組が必要。
[R3:60件、R4:194件、R5:263件、R6:275件(R7.1末時点)]

② 担い手確保と働き方改革

【ビジョン目標と達成状況】

	ビジョン目標	R6実績
配置技術者の 平均年齢	49.6歳(H28～R2) →50歳(R3～R7)(R3～R6)	51.7歳
週休2日 発注件数	10件(R2) →全工事(R7)	全工事 (緊急対応工事等除く)

【R6年度の主な取組】

- 週休2日の取組拡大
週休2日適用工事の発注者指定型の原則化
- 若手の入職促進
業界団体と連携したイベント等開催
総合評価落札方式における評価
- 中堅世代の定着促進
スキルアップセミナー、ICTチャレンジ実践講座等

＜現状の課題と今後の方向性＞

- ◆労務費の行き渡りや適正工期の確保など業界の構造的な課題があり、担い手3法改正を契機として業界構造の改革を後押しする取組が必要。
- ◆県内の建設業の雇用動向として、建設業の魅力発信や総合評価での若手技術者活用の評価などに取組んでおり、入職者は増加傾向にあるものの、厳しい労働環境等から離職者数も増加するなど厳しい状況は続いており、担い手の確保・定着に向け、魅力発信の強化や労働環境改善の取組に対する支援が必要。(③、④、⑤)
- ◆週休2日については、発注者指定型の原則化などにより、工期全体(通期)での週休2日は概ね達成しており(達成率(R3:12%→R6:93%)、引き続き、週休2日の「質の向上」に向けて、月単位や土日を休工日とする完全週休2日の取組を進めていくことが必要。(⑥)



④ 災害時に力を発揮する建設産業

【ビジョン目標と達成状況】

	ビジョン目標	R6状況
緊急時の 体制構築	事業者団体(測量・建設コンサルタント含む)と県及び市町による災害協定を締結	大規模災害時の協力 建設事業者登録制度 運用開始(R4.6)

【R6年度の主な取組】

- 発災時の緊急対応を担う建設事業者の確保
協力建設事業者の登録拡充

＜現状の課題と今後の方向性＞

- ◆協力建設事業者の登録者数拡充や「広島県道路啓開計画」(R6.7)に基づく迅速な道路啓開の実施体制の整備など、災害時に応急工事等を円滑に実施できる環境を整備してきたところであり、引き続き、大規模災害時の災害対応力の充実・強化に向けた課題検証を行い、実施体制の強化を図っていく必要がある。

【令和7年度の取組方針】

建設産業ビジョン2021における目指す姿の実現に向けた4分野での取組を進めるため、健全な競争環境の整備を図りつつ、担い手3法の改正内容を踏まえ、新技術の活用による生産性向上や建設労働者の処遇改善を図ることで、地域の建設産業の持続的な発展を支える担い手の確保・育成が図られる環境整備を促進する。

令和7年度 入札契約制度等の改正・取組内容

分野1 確かな競争力を発揮する建設産業

- ◆ **高い技術力や競争力を有する事業者が、受注できる環境の整備を推進**
- ◆ **入札契約に係る不正を排除し、公正性・公平性・透明性の高い競争入札の実施**
- **適切な入札条件での発注の推進【見直し】**
 - ・発注標準の見直し(建設工事費等の高騰を踏まえ基準額を約14%引上げ)
- **予定価格の事後公表の拡大【拡充】**
 - ・事後公表の対象を拡大(土木一式:1億円以上→9,000万円以上に拡大)
- **優れた技術力を有する事業者が受注できる入札方式の推進【見直し】**
 - ・総合評価落札方式の配点見直し(実績評価型の技術評価点:50点→60点)
 - ・総合評価落札方式の試行の継続(舗装:2,000万円以上、舗装以外:4,000万円以上)
 - ・工事成績条件付一般競争入札の継続(対象金額:1,000万円以上5,000万円未満)
- **ダンピング対策の強化【拡充】**
 - ・契約後のモニタリングの仕組みの強化(落札率が90%未満の案件について完成後調査の義務化)
 - ・請負代金内訳書の確認強化(法定福利費に加え労務費を確認)
- **指名除外基準の見直し【見直し】**
 - ・法制度の変化や案件の実態を踏まえた措置基準に見直し(建設業法違反に対するペナルティの強化等)

分野2 担い手確保と働き方改革

- ◆ **建設産業における担い手確保と働き方改革を積極的に推進**
- **建設業担い手3法の適切な運用【新規】**
 - ・改正担い手3法が適切に運用されるよう建設業者への周知及び指導等の実施
- **適切な利益確保につながる競争環境の整備【見直し】**
 - ・低入札価格調査制度における調査基準価格の下限値の引上げ(82%→85%)
- **労働環境の改善【新規】**
 - ・労働環境改善等の取組を行う建設事業者に対する助成制度の新設
- **次世代への魅力発信、就職支援【拡充】**

ターゲット	取組項目	内容
未就学児等	建設フェア	子供やその家族を対象に遊びを通して建設業の仕事体験するイベント
小中学生等	現場見学会	工事現場近隣の生徒等を対象に建設業の意義や魅力を伝える見学会
高校生	学校説明会	土木系学科に所属する高校生等を対象に建設業の魅力を伝える説明会
就活生	建設企業がイタンス	就職活動間近の学生を対象に建設企業の紹介や建設業の現状を伝えるイベント
若手技術者	技術者セミナー	建設事業者の若手を対象にしたスキルアップセミナー等(DXを含む)
就活生・転職希望者	動画配信	動画コンテンツを活用した情報発信を開始
	仕事体験会	専門業種の職人の仕事を体験し、適した仕事を見つける体験会を新たに開催

- **建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進【新規】**
 - ・土木工事のCCUS活用工事の試行開始(対象金額3億円以上:発注者指定型)
- **週休2日の質の向上【拡充】**
 - ・週休2日適用工事において月単位の週休2日の原則化(通期での週休2日補正を廃止)
 - ・土日を休休日とする完全週休2日適用工事の試行開始(対象金額3億円以上:受注者希望型)
- **業務の効率化【拡充】**
 - ・書類限定検査(検査書類のスリム化)の対象工事の拡大
(成績評定対象外工事→成績評定対象外工事、対象金額2,000万円未満の成績評定対象工事)
 - ・契約に係る提出資料の標準化(国土交通省様式と統一化する様式を拡大)
- **契約事務の効率化【新規】**
 - ・電子契約の運用開始(下半期予定)

分野3 建設産業の生産性向上

- ◆ **デジタル技術や革新技術の活用等、受発注者双方の業務の効率化・高度化に向けた取組を推進**
- **総合評価落札方式を通じた取組の促進【見直し】**
 - ・主にB・C格付けをターゲットとしてICT活用実績に対する加点を強化(B・Cのスキルアップ(講習会への積極参加等)への動機付け)
 - ・革新技術活用制度登録技術の活用実績に対する評価基準の見直し(評価する活用実績の件数の引上げ)
- **遠隔臨場実施工事の推進【拡充】**
 - ・発注者指定型対象工事を拡大(対象金額1億円以上→5,000万円以上)
- **デジタルリテラシーの向上【拡充】**
 - ・デジタル技術の活用促進に向けた研修等

取組項目	内容
県職員向け研修	・ICT活用工事等の発注・監督・検査に必要な知識・技術を習得を目指す ・CIM活用の目的、業務の発注・監督・検査に必要な知識・技術の習得を目指す
市町職員向け研修	・県職員研修に市町職員も参加し、ICT活用を推進する目的、必要性、発注・監督・検査に必要な知識・技術の習得を目指す ・市町職員を対象としたデジタル技術の活用促進に向けた基礎的な研修を新たに実施
建設技術者向け研修	・既存のICT活用工事の経験が少ない技術者向けの基礎的な研修及び熟度が一定以上の技術者向け研修に加え、市町発注工事の建設技術者を対象とした基礎的な研修を拡充実施 ・職業能力開発促進センターにおいて建設技術者を対象としたドローンに関する公共職業訓練を実施
建設技術者・県・市町職員向け現場見学会	ICT活用工事の工種や施工段階に応じた現場見学により、ICT活用の効果を体感し裾野の拡大を図る

- **CIM推進モデル業務の拡大【拡充】**
 - ・CIM活用業務における発注者指定型の拡大(主要な土木構造物の詳細設計業務の全てを対象)
 - ・CIM活用業務における受注者希望型の対象業務を拡大(上記以外の詳細設計業務のうち、施工計画の検討補助などを対象)
 - ・土工の3次元設計業務における発注者指定型の拡大(概ね500㎡以上の土工を取り扱う業務を対象)
- **CIM活用工事の実施【継続】**
 - ・業務で作成したCIMモデルを活用した「CIM活用工事」を発注者指定型で発注
- **ICT活用工事の推進【拡充】**
 - ・発注者指定型対象工事を拡大(中・小規模な工事にも拡大)
 - ・ICTを活用する工事(工種)の拡大(コンクリート堰堤工を追加)

分野4 災害時に力を発揮する建設産業

- ◆ **平成30年7月や令和3年7月の豪雨災害等、頻発化・激甚化する災害に備え、建設事業者が速やかに応急復旧等に着手でき、円滑に復旧・復興を進めることができる環境を整備**
- **大規模災害時協力建設事業者登録制度の運用強化【継続】**
 - ・登録事業者数の拡充に向けた効果的な周知及び、市町等とも連携した県全域での実施体制の強化
 - ・能登半島地震など近年の災害において顕在化した課題を踏まえた更なる改善
- **総合評価落札方式を通じた取組の促進【継続】**
 - ・過去4年間の災害復旧工事の受注実績の評価の継続

令和7年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン 2021」に基づく、「確かな競争力を発揮する建設産業」「担い手確保と働き方改革」「建設産業の生産性向上」「災害時に力を発揮する建設産業」の4分野における具体的な取組を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

II 改正内容等

入札参加資格認定等に係る改正

- 1 **令和7・8年度の建設工事等の入札参加資格の認定及び格付別標準発注金額** (P 3)
令和7年度及び令和8年度において、県が発注する建設工事等に係る入札参加資格の認定を行うとともに、格付別標準発注金額表を改正する。
- 2 **令和7・8年度の測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格の認定及び格付別標準発注金額** (P11)
令和7年度及び令和8年度において、県が発注する測量・建設コンサルタント業務等に係る入札参加資格の認定を行うとともに、格付別標準発注金額表を改正する。

建設工事に係る改正

- 3 **予定価格の事後公表の拡大**【令和7年6月～】 (P15)
建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。
- 4 **ダンピング対策の強化**【令和7年6月～】 (P16)
県発注工事におけるダンピング受注の排除の徹底のため、完成後調査の対象を拡大するなど、契約後のモニタリングを強化する。
- 5 **指名除外基準の見直し**【令和7年6月～】 (P18)
不正行為等に対する指名除外について、法制度の変化や案件の実態を踏まえた運用とするため、措置基準の見直しを行う。
- 6 **建設工事等における週休2日の取組の推進**【令和7年6月～】 (P19)
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。
- 7 **建設キャリアアップシステム活用工事の試行**【令和7年6月～】 (P23)
技能労働者の確保・育成及び処遇の処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステムの活用について取組を拡大する。
- 8 **I C T活用工事の拡大**【令和7年6月～】 (P24)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、I C T活用工事の取組を拡大する。
- 9 **建設工事に係る総合評価落札方式の改正**【令和7年6月～】 (P28)
価格と品質で総合的に優れた調達のため、総合評価落札方式の評価項目等について、生産性向上等を考慮した内容へ改正する。

- 10 **遠隔臨場実施工事の拡大**【令和7年6月～】 (P33)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、遠隔臨場実施工事の取組を拡大する。
- 11 **書類限定検査の拡大**【令和7年6月～】 (P34)
「建設産業の生産性向上」等の実現に向け、書類限定検査の取組を拡大する。
- 12 **土木工事書類作成マニュアルの改定**【令和7年8月～】 (P35)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、受発注者の工事関係書類の更なる簡素化及び効率化を進める。
- 13 **優良建設工事等の表彰制度の改正**【再掲】 (P36)
技術力の高い企業及び技術者を適切に評価するため、選考基準の見直しを行う。

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- 14 **管理技術者の兼務制限の緩和**【令和7年6月～】 (P38)
管理技術者の専任を求める金額を3,500万円から4,500万円へ変更する。
- 15 **業務に係る総合評価落札方式の改正**【令和7年6月～】 (P39)
価格と品質で総合的に優れた調達の方の更なる推進を図るため、総合評価落札方式の評価項目等について、内容を一部改正する。
- 16 **設計・測量チェックマニュアルの改定**【令和7年6月～】 (P41)
設計業務等の成果品の品質向上を図り、正確性を確保するため、国交省の取扱いに準じて「設計・測量チェックマニュアル」の一部を改定する。

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通の改正

- 17 **低入札価格調査制度の改正**【令和7年6月～】 (P43)
県が発注する建設工事等において、適切に利益が確保できる競争環境の整備を図るため、調査基準価格の下限値を引上げる。
- 18 **C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の拡大**【令和7年6月～】 (P44)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の取組を拡大する。
- 19 **建設工事請負契約約款等に係る様式の一部標準化**【令和7年6月～】 (P45)
受注者の業務の効率化のため、建設工事請負契約約款等に係る一部様式を国土交通省様式と統一する。

1 令和7・8年度の建設工事等に係る入札参加資格の認定について

令和7・8年度の建設工事等に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区 分		全 体 数	うち県内業者
認 定 数	資格数	9,682 者 (9,821 者)	7,596 者 (7,660 者)
	認定者実数	2,834 者 (2,804 者)	2,210 者 (2,182 者)
	認定業種	全 3 2 業 種	

※（ ）内の数字は、令和5・6年度の当初資格認定時の業者数等である。

2 格付の認定方法

次により算定した総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

- ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出
- イ 客観数値は、資格認定申請書に添付された経営事項審査の結果の当該業種の総合評点
- ウ 主観数値は、次の事項について評価
 - 工事成績数値～県が発注した建設工事の完成工事成績点（加点及び減点要素）
配点：従前どおり
 - 指名除外数値～指名除外、下請制限及び契約制限した月数（減点要素）
配点：従前どおり
 - その他数値（加点要素）
配点等：別表の通り

(2) 格付基準

業種 格付等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	とび土工コン クリート工事	法面処理工事	舗装工事	造園工事	電気工事	管工事
A	1,355 以上 (1,320 以上)	1,095 以上 (1,120 以上)	930 以上	1,015 以上	1,060 以上 (1,035 以上)	840 以上	935 以上	920 以上
B	920 以上 (915 以上)	845 以上 (850 以上)	815 以上	855 以上	855 以上	780 以上	795 以上	795 以上
C	670 以上	670 以上	725 以上	690 以上	725 以上	680 以上	695 以上	680 以上
D	670 未満	670 未満	725 未満	690 未満	725 未満	680 未満	695 未満	680 未満
業種 格付等級	鋼構造物 工 事	塗装工事	水道工事	解体工事	しゅんせつ 工 事	機械器具設置、 電気通信工事		
A	850 以上	970 以上	915 以上	925 以上	755 以上	915 以上		
B	755 以上	790 以上	780 以上	795 以上	665 以上	650 以上		
C	695 以上	690 以上	690 以上	715 以上	665 未満	650 未満		
D	695 未満	690 未満	690 未満	715 未満				

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・（ ）内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

令和7年6月1日から、令和9年度以降の資格認定日まで。

別表

令和 7・8 年度の評価項目（主観数値）

評価項目		配点
工事の施工実績		
県発注工事の工事成績数値		
優良建設業者表彰		10 点～40 点
担い手の育成		5 点～10 点
CCUS の活用状況		
品質等の確保		
ISO14005 の取得		5 点
建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入		5 点
県の重要施策（※県内業者限定）		
消防団協力事業所の認定※		5 点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※		5 点
障害者の雇用※		5 点
大規模災害時の協力建設事業者登録制度の登録		5 点
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録		5 点
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）		5 点
指名除外等の状況（△減点評価）		△10 点（×除外月数）

※ 県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

建設工事に係る格付別標準発注金額表等の改正について

近年の建設工事費の急激な上昇に対応するため、建設工事に係る格付別標準発注金額表等を次のとおり改正し、令和7年6月1日以降に指名又は公告する工事から適用する。

ア 建設工事指名業者等選定要綱

(ア) 別表第4 格付別標準発注金額表（一）

業種	改正前			改正後		
土木一式工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け
	2 億円以上	A		<u>2 億 3,000 万円以上</u>	A	
	1 億円以上 2 億円未満	A (駒)		<u>1 億 2,000 万円以上 2 億 3,000 万円未満</u>	A (駒)	
	5,000 万円以上 1 億円未満	A (駒)	B	<u>6,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満</u>	A (駒)	B
	2,000 万円以上 5,000 万円未満	B	C	<u>2,300 万円以上 6,000 万円未満</u>	B	C
	1,000 万円以上 2,000 万円未満	C		1,000 万円以上 <u>2,300 万円未満</u>	C	
	1,000 万円未満	C	D	1,000 万円未満	C	D
	建築一式工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額	
2 億円以上		A		<u>2 億 3,000 万円以上</u>	A	
1 億 5,000 万円以上 2 億円未満		A (駒)		<u>1 億 7,000 万円以上 2 億 3,000 万円未満</u>	A (駒)	
5,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満		A (駒)	B	<u>6,000 万円以上 1 億 7,000 万円未満</u>	A (駒)	B
1,500 万円以上 5,000 万円未満		B	C	<u>1,700 万円以上 6,000 万円未満</u>	B	C
1,500 万円未満		C	D	<u>1,700 万円未満</u>	C	D
とび・土工・コン クリート工 事、解体工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け
	1 億円以上	A		<u>1 億 2,000 万円以上</u>	A	
	5,000 万円以上 1 億円未満	A	B (駒)	<u>6,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満</u>	A	B (駒)
	1,500 万円以上 5,000 万円未満	A	B	<u>1,700 万円以上 6,000 万円未満</u>	A	B
	800 万円以上 1,500 万円未満	B	C	<u>900 万円以上 1,700 万円未満</u>	B	C
	800 万円未満	C	D	<u>900 万円未満</u>	C	D
法面処理工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け
	1 億円以上	A		<u>1 億 2,000 万円以上</u>	A	
	3,500 万円以上 1 億円未満	A	B (駒)	<u>4,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満</u>	A	B (駒)
	1,500 万円以上 3,500 万円未満	A	B	<u>1,700 万円以上 4,000 万円未満</u>	A	B
	800 万円以上 1,500 万円未満	B	C	<u>900 万円以上 1,700 万円未満</u>	B	C
	800 万円未満	C	D	<u>900 万円未満</u>	C	D

業種	改正前				改正後					
電気工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け			
	3,500 万円以上		A		4,000 万円以上		A			
	1,500 万円以上 3,500 万円未満		A	B	1,700 万円以上 4,000 万円未満		A	B		
	500 万円以上 1,500 万円未満		B	C	600 万円以上 1,700 万円未満		B	C		
	500 万円未満		C	D	600 万円未満		C	D		
管工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け			
	5,000 万円以上		A		6,000 万円以上		A			
	1,500 万円以上 5,000 万円未満		A	B	1,700 万円以上 6,000 万円未満		A	B		
	600 万円以上 1,500 万円未満		B	C	700 万円以上 1,700 万円未満		B	C		
	600 万円未満		C	D	700 万円未満		C	D		
鋼構造物工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け			
	5 億円以上		A		6 億円以上		A			
	2 億 5,000 万円以上 5 億円未満		A	B (駒)	3 億円以上 6 億円未満		A	B (駒)		
	5,000 万円以上 2 億 5,000 万円未満		A	B	6,000 万円以上 3 億円未満		A	B		
	1,200 万円以上 5,000 万円未満		A (駒)	B	C	1,400 万円以上 6,000 万円未満		A (駒)	B	C
	1,200 万円未満			C	D	1,400 万円未満			C	D
舗装工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け			
	3,500 万円以上		A		4,000 万円以上		A			
	1,300 万円以上 3,500 万円未満		A	B	1,500 万円以上 4,000 万円未満		A (駒)	B		
	900 万円以上 1,300 万円未満		B	C	1,000 万円以上 1,500 万円未満		B	C		
	900 万円未満		C	D	1,000 万円未満		C	D		
塗装工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け			
	5 億円以上		A		6 億円以上		A			
	1,300 万円以上 5 億円未満		A	B (駒)	1,500 万円以上 6 億円未満		A	B (駒)		
	700 万円以上 1,300 万円未満		A	B	800 万円以上 1,500 万円未満		A	B		
	500 万円以上 700 万円未満		A (駒)	B	600 万円以上 800 万円未満		A (駒)	B		
	400 万円以上 500 万円未満		A (駒)	B	C	500 万円以上 600 万円未満		A (駒)	B	C
	400 万円未満			C	D	500 万円未満			C	D

業種	改正前				改正後			
造園工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け	
	1 億円以上		A		<u>1 億 2,000 万円以上</u>		A	
	4,000 万円以上 1 億円未満		A	B (駒)	<u>5,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満</u>		A	B (駒)
	2,500 万円以上 4,000 万円未満		A	B	<u>3,000 万円以上 5,000 万円未満</u>		A	B
	700 万円以上 2,500 万円未満		A (駒)	B	<u>800 万円以上 3,000 万円未満</u>		A (駒)	B
	500 万円以上 700 万円未満		B	C	<u>600 万円以上 800 万円未満</u>		B	C
	500 万円未満		C	D	<u>600 万円未満</u>		C	D
水道施設工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け	
	5 億円以上		A		<u>6 億円以上</u>		A	
	9,000 万円以上 5 億円未満		A	B (駒)	<u>1 億円以上 6 億円未満</u>		A	B (駒)
	2,000 万円以上 9,000 万円未満		A	B	<u>2,300 万円以上 1 億円未満</u>		A	B
	800 万円以上 2,000 万円未満		A (駒)	B	<u>900 万円以上 2,300 万円未満</u>		A (駒)	B
	800 万円未満			C	<u>900 万円未満</u>			C
しゅんせつ工事、機械器具設置工事、電気通信工事	請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額		格付け	
	2 億 5,000 万円以上		A		<u>3 億円以上</u>		A	
	2,500 万円以上 2 億 5,000 万円未満		A	B (駒)	<u>3,000 万円以上 3 億円未満</u>		A	B (駒)
	800 万円以上 2,500 万円未満		A	B	<u>900 万円以上 3,000 万円未満</u>		A	B
	800 万円未満		B	C	<u>900 万円未満</u>		B	C

(イ) 別表第5 格付別標準発注金額表 (二)

業種	改正前			改正後			
土木一式工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け	
	1 億円以上、2 億円未満		B	1 億 2,000 万円以上 2 億 3,000 万円未満		B	
				【参考】 一般競争入札事務要綱（事後審査型）別記 1（元請施工実績件数 4 件以上かつ平均工事成績点 8.2 点以上 等）に該当する格付け B の者			
とび・土工・コンクリート工事、解体工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け	
	1,200 万円以上 1,500 万円未満		A	1,400 万円以上 1,700 万円未満		A	
	400 万円以上 800 万円未満		B	500 万円以上 900 万円未満		B	
法面処理工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け	
	1,000 万円以上 1,500 万円未満		A	1,200 万円以上 1,700 万円未満		A	
	500 万円以上 800 万円未満		B	600 万円以上 900 万円未満		B	
電気工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け	
	3,500 万円以上 5,000 万円未満		B	4,000 万円以上 6,000 万円未満		B	
	1,500 万円以上 2,000 万円未満		C	1,700 万円以上 2,300 万円未満		C	
	800 万円以上 1,500 万円未満		A	900 万円以上 1,700 万円未満		A	
	500 万円以上 700 万円未満		D	600 万円以上 800 万円未満		D	
	300 万円以上 500 万円未満		B	300 万円以上 600 万円未満		B	
管工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け	
	5,000 万円以上 7,000 万円未満		B	6,000 万円以上 8,000 万円未満		B	
	1,500 万円以上 2,000 万円未満		C	1,700 万円以上 2,300 万円未満		C	
	900 万円以上 1,500 万円未満		A	1,000 万円以上 1,700 万円未満		A	
	600 万円以上 900 万円未満		D	700 万円以上 1,000 万円未満		D	
	300 万円以上 600 万円未満		B	300 万円以上 700 万円未満		B	
鋼構造物工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け	
	5,000 万円以上 7,000 万円未満		C	6,000 万円以上 8,000 万円未満		C	
	2,500 万円以上 5,000 万円未満		A (県)	3,000 万円以上 6,000 万円未満		A (県)	
	1,200 万円以上 1,500 万円未満		D	1,400 万円以上 1,700 万円未満		D	
	700 万円以上 1,200 万円未満		A (県)	B	800 万円以上 1,400 万円未満		A (県)
舗装工事	請負対象設計金額		格付け	請負対象設計金額		格付け	
	500 万円以上、900 万円未満		B	600 万円以上 1,000 万円未満		B	

業種	改正前					改正後				
塗装工事	請負対象設計金額		格付け			請負対象設計金額		格付け		
	1,300 万円以上 2,000 万円未満		B (県)			<u>1,500 万円以上 2,300 万円未満</u>		B (県)		
	700 万円以上 1,000 万円未満		C			800 万円以上 1,200 万円未満		C		
	600 万円以上 700 万円未満		A (県)	C		<u>700 万円以上 800 万円未満</u>		A (県)	C	
	500 万円以上 600 万円未満		A (県)	C	D	<u>600 万円以上 700 万円未満</u>		A (県)	C	D
	400 万円以上 500 万円未満		A (県)	D		<u>500 万円以上 600 万円未満</u>		A (県)	D	
	300 万円以上 400 万円未満		A (県)	B		300 万円以上 <u>500 万円未満</u>		A (県)	B	
	造園工事	請負対象設計金額		格付け			請負対象設計金額		格付け	
500 万円以上 700 万円未満		A (県)			<u>600 万円以上 800 万円未満</u>		A (県)			
400 万円以上 500 万円未満		A (県)	B		<u>500 万円以上 600 万円未満</u>		A (県)	B		
水道施設工事	請負対象設計金額		格付け			請負対象設計金額		格付け		
	9,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満		B (県)			<u>1 億円以上 1 億 7,000 万円未満</u>		B (県)		
	2,000 万円以上 3,500 万円未満		C			<u>2,300 万円以上 4,000 万円未満</u>		C		
	1,200 万円以上 2,000 万円未満		A (県)			<u>1,400 万円以上 2,300 万円未満</u>		A (県)		
	1,000 万円以上 1,200 万円未満		A (県)	D		<u>1,200 万円以上 1,400 万円未満</u>		A (県)	D	
	800 万円以上 1,000 万円未満		D			<u>900 万円以上 1,200 万円未満</u>		D		
	400 万円以上 800 万円未満		A (県)	B		<u>500 万円以上 900 万円未満</u>		A (県)	B	
	400 万円未満		A (県)	B (県)		<u>500 万円未満</u>		A (県)	B (県)	
	しゅんせつ工事、機械器具設置工事、電気通信工事	請負対象設計金額		格付け			請負対象設計金額		格付け	
2,500 万円以上 4,000 万円未満		B (県)			<u>3,000 万円以上 5,000 万円未満</u>		B (県)			
800 万円以上 1,300 万円未満		C			900 万円以上 1,500 万円未満		C			
400 万円以上 800 万円未満		A			<u>500 万円以上 900 万円未満</u>		A			

(ウ) 別表第 6 格付別標準発注金額表 (三)

業種	改正前	改正後												
土木一式工事	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th>格付け</th></tr><tr><td>1 億円以上, 1 億 5,000 万円未満</td><td>B</td></tr><tr><td>5,000 万円以上, 8,000 万円未満</td><td>C</td></tr></table>	請負対象設計金額	格付け	1 億円以上, 1 億 5,000 万円未満	B	5,000 万円以上, 8,000 万円未満	C	<table><tr><th>請負対象設計金額</th><th>格付け</th></tr><tr><td>1 億 2,000 万円以上 1 億 7,000 万円未満</td><td>B</td></tr><tr><td>6,000 万円以上 9,000 万円未満</td><td>C</td></tr></table>	請負対象設計金額	格付け	1 億 2,000 万円以上 1 億 7,000 万円未満	B	6,000 万円以上 9,000 万円未満	C
	請負対象設計金額	格付け												
	1 億円以上, 1 億 5,000 万円未満	B												
	5,000 万円以上, 8,000 万円未満	C												
請負対象設計金額	格付け													
1 億 2,000 万円以上 1 億 7,000 万円未満	B													
6,000 万円以上 9,000 万円未満	C													
		(注) 格付け「B」のうち平均工事成績点が 80 点以上の者 格付け「C」のうち平均工事成績点が 78 点以上の者 ・総合評価落札方式により実施する工事に限る（別表 7 に定める工事を除く。）。												

イ 災害実績条件付一般競争入札試行要領
別表 格付別標準発注金額表（災害実績条件付）

改正前			改正後		
請負対象設計金額		格付け		請負対象設計金額	
2,000 万円以上, 5,000 万円未満		B	C	<u>2,300</u> 万円以上, 5,000 万円未満	
1,000 万円以上, 2,000 万円未満		C	D	1,000 万円以上, <u>2,300</u> 万円未満	

2 令和7・8年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る 入札参加資格の認定について

令和7・8年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区 分			全 体 数	うち県内業者
認 定 数	資格数	延分野数	1,670 者 (1,669 者)	582 者 (605 者)
		延部門数	8,550 者 (8,667 者)	3,109 者 (3,292 者)
	認定者実数		724 者 (743 者)	280 者 (304 者)
	業務分野		6 分野 46 部門 (全分野・全部門)	

※ () 内の数字は、令和5・6年度当初認定時の業者数である。

業務分野は次のとおり。(分野毎の専門で細分化した46業務部門毎に資格を認定した。)

業務分野	業務部門	部門数
測量業務	測量一般、航空測量、地図の調整	3
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、電気等	10
地質調査	地質調査	1
土木関係建設コンサルタント業務	道路、トンネル、電気・電子等	21
補償関係建設コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件等	8
その他業務	不動産鑑定、登記手続、その他	3

2 格付の認定方法

次により算出した業務分野毎(その他を除く)の総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、業務分野別実績高、自己資本額、営業年数、技術者数により算出

ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 業務成績数値～県が発注した業務の完了業務成績点(加点及び減点要素)
配点：従前どおり
- 指名除外数値～指名除外、再受託制限及び契約制限した月数(減点要素)
配点：従前どおり
- その他数値(加点要素)
配点等：別表の通り。

(2) 格付基準

格付	測量業務	建築関係建設 コンサルタント業務	地質調査業務	土木関係建設 コンサルタント業務	補償関係建設 コンサルタント業務
A	230 点以上	170 点以上	160 点以上	185 点以上	210 点以上 (205 点以上)
B	130 点以上	100 点以上	85 点以上	110 点以上	125 点以上 (120 点以上)
C	130 点未満	100 点未満	85 点未満	110 点未満	125 点未満 (120 点未満)

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・() 内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

令和7年6月1日から、令和9年度以降の資格認定日まで。

令和 7 ・ 8 年度の評価項目（主観数値）

評価項目	配点
業務の履行実績	
県発注業務の業務成績	
優良建設コンサルタント表彰	5 点～20 点
技術者の継続学習の状況	
建設系 C P D 学習単位数	2 点～10 点 ※1
測量系 C P D 学習単位数	2 点～10 点 ※2
建築 C P D 学習時間数	2 点～10 点 ※3
品質等の確保	
I S O 9 0 0 1	5 点
県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5 点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5 点
障害者の雇用※	5 点
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5 点
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5 点
指名除外等の状況（△減点評価）	△4 点（×除外月数）

※1 土木関係建設コンサルタント分野及び地質調査分野に加点

※2 測量分野に加点

※3 建築関係建設コンサルタント分野に加点 ※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

測量・建設コンサルタント業務の格付別標準発注金額表の改正について

近年の技術者単価の急激な上昇を踏まえ、測量・建設コンサルタント業務に係る格付別標準発注金額表を次のとおり改正し、令和7年6月1日以降に指名する業務から適用する。

測量業務	建築関係 建設コンサル tant業務	地質調査 業務	土木関係 建設コンサル tant業務	改正前	改正後
対象格付	対象格付	対象格付	対象格付	設 計 金 額	設 計 金 額
A	A	A	A	1,400 万円以上	<u>1,600 万円以上</u>
A	A	A又はB	A	1,300 万円以上 1,400 万円未満	<u>1,500 万円以上</u> <u>1,600 万円未満</u>
A	A	A又はB	A又はB	1,100 万円以上 1,300 万円未満	<u>1,300 万円以上</u> <u>1,500 万円未満</u>
A	A又はB	A又はB	A又はB	1,000 万円以上 1,100 万円未満	<u>1,100 万円以上</u> <u>1,300 万円未満</u>
A又はB	A又はB	A又はB	A又はB	700 万円以上 1,000 万円未満	<u>800 万円以上</u> <u>1,100 万円未満</u>
A又はB	A又はB	B	B	600 万円以上 700 万円未満	<u>700 万円以上</u> <u>800 万円未満</u>
A又はB	A又はB	B	B	500 万円以上 600 万円未満	<u>600 万円以上</u> <u>700 万円未満</u>
B	B (又はC)	B	B又はC	400 万円以上 500 万円未満	<u>500 万円以上</u> <u>600 万円未満</u>
B	B (又はC)	B又はC	B又はC	300 万円以上 400 万円未満	<u>300 万円以上</u> <u>500 万円未満</u>
B又はC	B又はC	C	C	200 万円以上 300 万円未満	200 万円以上 300 万円未満
C	C	C	C	100 万円以上 200 万円未満	100 万円以上 200 万円未満
C	C	C	C	100 万円未満	100 万円未満

補償関係 コンサルタント業務	改正前	改正後
対象格付	設 計 金 額	設 計 金 額
A	1,400 万円以上	<u>1,600 万円以上</u>
A	1,300 万円以上 1,400 万円未満	<u>1,500 万円以上 1,600 万円未満</u>
A	1,100 万円以上 1,300 万円未満	<u>1,300 万円以上 1,500 万円未満</u>
A	1,000 万円以上 1,100 万円未満	<u>1,100 万円以上 1,300 万円未満</u>
A	700 万円以上 1,000 万円未満	<u>800 万円以上 1,100 万円未満</u>
A（又はB）	600 万円以上 700 万円未満	<u>700 万円以上 800 万円未満</u>
A（又はB）	500 万円以上 600 万円未満	<u>600 万円以上 700 万円未満</u>
A又はB	450 万円以上 500 万円未満	<u>500 万円以上 600 万円未満</u>
A又はB	400 万円以上 450 万円未満	<u>450 万円以上 500 万円未満</u>
B（又はC）	350 万円以上 400 万円未満	<u>400 万円以上 450 万円未満</u>
B（又はC）	300 万円以上 350 万円未満	<u>350 万円以上 400 万円未満</u>
B（又はC）	250 万円以上 300 万円未満	<u>300 万円以上 350 万円未満</u>
B又はC	200 万円以上 250 万円未満	<u>250 万円以上 300 万円未満</u>
C	150 万円以上 200 万円未満	150 万円以上 <u>250 万円未満</u>
C	100 万円以上 150 万円未満	100 万円以上 150 万円未満
C	100 万円未満	100 万円未満

3 予定価格の事後公表の拡大について

1 趣旨

建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

2 内容

次のとおり、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

改正前		改正後	
設計金額	入札参加資格	設計金額	入札参加資格
1億円以上	・ 全業種	<u>9,000万円以上</u>	<u>・ 土木一式工事</u>
		<u>1億円以上</u>	<u>・ 上記以外</u>

3 今後の予定

引き続き、対象工事を拡大する。

4 施行期日

令和7年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：全部局)

4 ダンピング対策の強化について

1 概要

県発注工事におけるダンピング受注の排除徹底のため、工事完成後調査の対象を拡大するなど、契約後のモニタリングを強化する。

2 内容

(1) 建設工事における工事完成後調査の対象拡大

低価格入札者以外の受注者に対する工事完成後調査の実施対象を拡大し、落札率が90%を下回る場合は、調査を義務付ける。

ア 対象者

建設工事において、次の何れかに該当する場合で発注者が特に必要と判断した者。

変更前	変更後
① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合	① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合
② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合	② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合
③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合	③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合
④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合	④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合
	⑤ <u>落札率が90%を下回る場合</u>

イ 内容

受注者は発注者の求めに応じて、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」に規定する「工事完成後調査資料」に準じる資料を提出するとともに、必要に応じて労務監査を実施する。

ウ 不適切な事案に対する措置等

調査の結果、不適切な事案と判断される場合は、必要な措置を講じる。

(2) 労務費を明示した請負代金内訳書の提出の義務化

第三次・担い手3法を見据えた先行的取組として、契約時に労務費を明示した請負代金内訳書の提出を求める。

ア 請負代金内訳書の様式改正

(第3条関係)

令和 年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名

契約年月日 令和 年 月 日

請負代金額 円

工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額

(法定福利費 円)

(基準額 円)

(労務費 円)

※注1 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。

※注2 法定福利費の記載は必須とするが、工事価格の費目から金額までの内訳の記載は、高度な技術を要する複雑な工事など、発注者が必要と認める場合を除き、省略できるものとする。

※注3 法定福利費には、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定の事業主負担額について記入するものとする。

※注4 基準額には、発注者から連絡を受けた金額を記入すること。

※注5 労務費には、この工事を施工するために必要な労務の費用を記入すること。

算出方法は「技能者の労務の単価×歩掛×作業量」で算出することを基本とする。

(下線部分は今回改正部分)

イ 第三次・担い手3法の全面施行後（令和7年12月頃）

法施行に伴い、入札時における労務費等の明示の義務化が開始されるため、工事費内訳書の見直しと合わせて請負代金内訳書の取扱いについても整理する。

3 施行期日

令和7年6月1日以降に指名・公告する案件から実施する。

(対象部局：全部局)

5 指名除外基準の見直し

1 趣旨

不正行為等に対する指名除外について、法制度の変化や案件の実態を踏まえた運用と
するため、措置基準の見直しを行う。

2 改正内容

(1) 建設業法違反（指示又は営業停止）

適切な労務費の行き渡りや工期ダンピング防止など、改正建設業法における建設業者
の義務強化が図られたことを踏まえ、改正法の施行に先立って県発注工事における建設
業法違反に対する措置を厳格化する。

	改正前	改正後
指示又は営業停止	1 か月以上 1 2 か月以内	県 発 注 工 事 <u>2 か月以上</u> 1 2 か月以内
		県発注工事以外 1 か月以上 1 2 か月以内

(2) 公衆損害及び工事関係者事故

死亡事故等の重大事案に対する措置の厳格化や比較的軽微な事案に対する措置の緩和
など、より案件の実態に応じた運用とするため、県発注工事における公衆損害及び工事
関係者事故に係る措置基準を見直す。

	改正前	改正後
公 衆 損 害 (県発注工事)	2 か月以上 6 か月以内	<u>1 か月以上</u> <u>9 か月</u> 以内
工事関係者事故 (県発注工事)	1 か月以上 4 か月以内	<u>2 週間</u> 以上 <u>6 か月</u> 以内

※ 測量・建設コンサルタント等業務についても同様に取扱う。

3 施行期日

令和7年6月1日以降に指名除外を措置するものから実施

(対象部局：全部局)

6 建設工事等における週休2日の取組について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、労働者のワークライフバランスの改善や、働きやすい職場環境の確保等を図るため、週休2日の取組を推進する。

2 内容

(1) 対象

全ての建設工事及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（以下「地域維持業務」という。）を対象とする。

ただし、災害時等の緊急対応工事、機械設備点検・整備業務、電気通信施設保守業務及び週休2日の取組が困難な地域維持業務などは除く。

(2) 週休2日の取組

全ての建設工事及び地域維持業務を対象に、月単位での週休2日の取組を継続して実施する。

なお、通期（対象期間全体）での週休2日の補正は廃止する。

(3) 完全週休2日の試行

請負対象設計金額3億円以上の建設工事を対象に「完全週休2日（土日）適用工事」又は「完全週休2日（交替制）適用工事」とし、原則、「受注者希望型」で実施する。

	改正前	改正後	
対象	・全ての建設工事 ・地域維持業務	・請負対象設計金額 3億円未満の建設工事 ・地域維持業務	・請負対象設計金額 3億円以上の建設工事
発注 型式	【月単位】 発注者指定型	【月単位】 発注者指定型	【完全週休2日】 受注者希望型
補正 対象	・月単位 ・通期	・月単位 ・通期（補正なし）	・週単位（完全週休2日） ・月単位 ・通期（補正なし）

(4) 工事成績評価

受注者の責により「月単位」の週休2日を達成できなかった場合、内容に応じて工事成績評価を減点する。

3 施行期日

令和7年6月1日以降の積算基準を適用する建設工事等から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部）

【参考】

定義

	週休2日	完全週休2日
現場閉所	【月単位】 現場閉所が可能な建設工事等において、対象期間内に全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態。	【週単位】 現場閉所が可能な建設工事において、対象期間内に全ての週で現場閉所日を<u>土日</u>（※1）に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態。 ※1 祝日、年末年始休暇、夏季休暇は含まない。 なお、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合は、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。
交替制	【月単位】 現場閉所が困難な建設工事等において、対象期間内に全ての月で技術者・技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者・技能労働者の<u>平均休日日数の割合</u>（※2）が8日／28日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態。 ※2 平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。） 対象となる技術者・技能労働者の休日日数の割合を平均した値をいう。 $\text{休日率（％）} = \text{技術者・技能労働者の休日日数} \div \text{対象期間}$	【週単位】 現場閉所が困難な建設工事において、対象期間内に全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間（現場に従事した技術者・技能労働者の<u>平均休日日数の割合</u>（※2）が2日／7日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態。 同左

※ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も含む）。

※ 現場閉所が困難な例

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な場合
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な場合

補正係数

	通期	月単位	週単位
現場閉所	補正なし	労務費 : 1.02 共通仮設費 : 1.01 現場管理費 : 1.02	労務費 : 1.02 共通仮設費 : 1.02 現場管理費 : 1.03
交替制	補正なし	労務費 : 1.02 現場管理費 : 1.02	労務費 : 1.02 現場管理費 : 1.03

※通期の補正係数は、令和7年6月1日以降の積算基準を適用する建設工事等から廃止

営繕工事における週休2日の取組について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、労働者のワークライフバランスの改善や働きやすい職場環境の確保等を図るため、週休2日の取組を推進する。

2 内容

(1) 対象

土木建築局営繕課の所管する全ての営繕工事を対象とする。

(2) 週休2日の質の向上

週休2日の質の向上を図るため、「週休2日適用工事」において、これまでの対象期間全体での週休2日の取組に加え、新たに月単位での週休2日の取組を開始する。

月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に達成しているものとみなす。

(3) 発注方式

ア 週休2日

現場閉所が可能な全ての工事を「週休2日適用工事」とし、原則、「発注者指定型」で実施する。

なお、週休2日の取組は、月単位の取組を基本とするが、月単位の取組を達成できない場合は、対象期間全体での取組を可能とする。

イ 週休2日交替制

現場閉所が困難な工事を「週休2日交替制適用工事」とし、原則、「発注者指定型」で実施する。

なお、週休2日交替制の取組は、対象期間全体での取組とする。

<現場閉所が困難な例>

- ・庁舎、学校等の公共性のある施設の工事において、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な場合
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な場合

3 施行期日

令和7年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：営繕課)

【参考】

定義

	週休2日適用工事	週休2日交替制適用工事
週休2日の考え方	【月単位】 現場閉所が可能な工事において、対象期間内に全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態。 【対象期間全体】 現場閉所が可能な工事において、対象期間内に4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態。	【対象期間全体】 現場閉所が困難な工事において、対象期間内に技術者・技能労働者が交代しながら4週8休（現場に従事した技術者・技能労働者の平均休日日数の割合※が8日／28日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態。 ※平均休日日数の割合（以下「休日率」という。） 対象となる技術者・技能労働者の休日日数の割合を平均した値をいう。 休日率（％）＝技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間
対象期間	工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。 1 年末年始6日間及び夏季休暇3日間 2 工場製作のみが行われている期間 3 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を行う期間	

※ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も含む）。

「週休2日適用工事」及び「週休2日交替制適用工事」の新たな補正係数			
対象期間全体		月単位	
労務費	1. 0 2	労務費	1. 0 4

7 建設キャリアアップシステム活用工事の試行について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向けて、技能労働者の確保・育成及び処遇改善を図るため、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」について取組を拡大する。

2 建設キャリアアップシステム活用工事の試行

請負対象設計金額3億円以上の工事において、登録率等の目標基準を設定した「建設キャリアアップシステム活用工事」を「発注者指定型」で実施することとし、建設キャリアアップシステムの活用費用は、積算上考慮する。

(1) 目標基準

目標基準は次のとおりとし、全ての目標基準を達成した場合、工事成績評定「5. 創意工夫」において1点の加点を行う。また、全ての目標基準を達成し、かつ平均登録技能者率が70%以上を達成した場合は2点の加点を行う。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	50%	70%
平均登録技能者率	30%	50%
平均就業履歴蓄積率	20%	30%

平均登録事業者率：計測日における「CCUS登録事業者の数／下請企業の数」の平均値

平均登録技能者率：計測日における「CCUS登録技術者の数／技能者の数」の平均値

平均就業履歴蓄積率：計測日における「カードリーダーへのタッチ等して工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数」の平均値

(2) 未達成項目の報告

目標基準を達成しなかった場合においても工事成績評定の減点は行わないが、最低基準を下回った場合は、未達成の項目、要因及び改善策を発注者に報告する。

3 施行期日

令和7年6月1日以降に公告する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部）